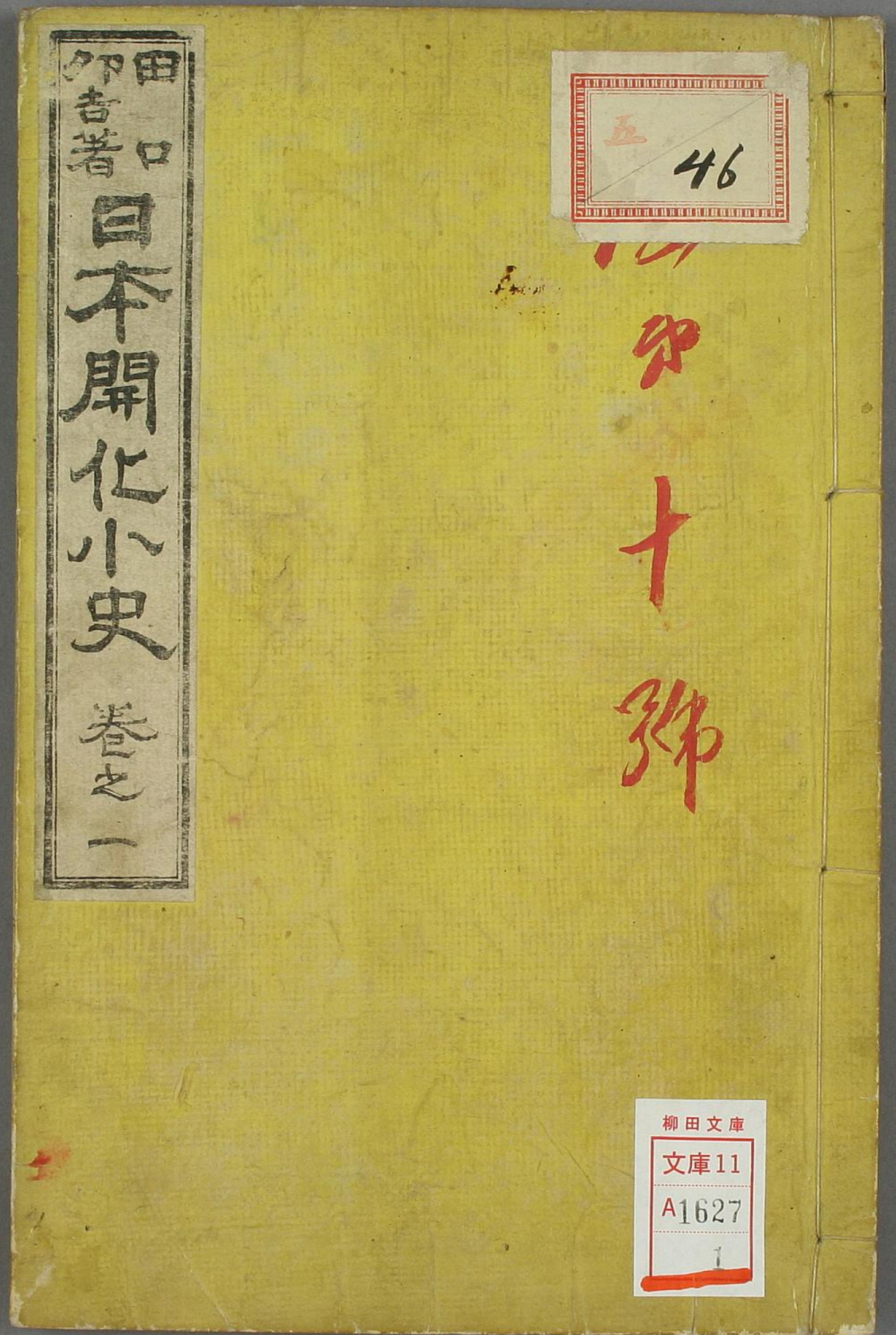


1 2 3 4 5 6
2m 1 2 3 4 5 6
JAPAN



文庫11
A 1627

田口卯吉著

日本開化小史

田口氏藏版

自序

有裂眦反唇言語激烈動作蕩々如沸者見之者曰彼怒矣。有開顏解頤言笑溫和舉止揚々如舞者見之者曰彼喜矣。是亦可也然尚有未盡焉夫人非無因而怒者又非無緣而喜者則見喜怒之狀態而求其因緣以評其心之喜怒庶幾無誤矣歷史者古來之評也古來非一世世々非一人治亂之形勢雜沓繽紛若不能分拆之未必能免皮膚之見也故史家之辛苦不在於蒐集歷代許多之狀態而在於究盡其狀態之所本也已余記此書其可悉者務詳之其可畧者務省之以期得其情雖然是原公事之餘偷少暇而成者况余之淺學寡聞安保其評喜怒之無誤耶

日本開化小史

自序

ノスルイ・サ

明治十年九月

田口卯吉識

日本開化小史卷の一目録

日本開化小史卷の一目録

第一章

人心の想像次第小進み一事
政府の性質政教一致とふり一事

當時の風俗

佛法と神道の比較

佛法の弘まり後想像の性質變せ一事

政府の性質變せ一事

第二章

漢學の弘まり後の事件

唐制を模倣せ一事

朝廷小遊情の弊始マリ一事

和歌の盛にて事

平安の朝有様

諸國の人民の有様

上ノ門閥の弊あり一故に下ノ黨派起り一事

佛法黨及武夫黨の有様

政權東國へ移アリ一事

如來の生歴傳一卷

入心の勝利本集ハ無事一事

第一章



日本開化小史卷之一

神道の濫觴より佛

第一章

法の弘アリナリ

メテシノ貴樹トシラニ因ルニ其傳田口卯吉著モ
第一 章
人ハ生を少からにて神威と解をほもの少あらず
宗教と信するもの少あらず之浅解之を信ぞるも
のハ數多比想像の累積セ一少因るなり余舊史を開
一神武天皇の時既小神道の信仰盛んふること浅見
て思へらく其信仰茲に至る蓋一一人の胸裏少成る
きれふらじと因て夫の神代ハ就きて尊等が想像せ
ら社一事共と集め見る少稍く神道の起源と思一
ものあつた社が之と引證して其沿革を記一ぬ蓋

神代の諸事決して信據をべき小みうばきども到底
余う引證をほ類比事共あう小ちうざれど神道の教
神武天皇の時代小於きて此の如き信仰と得たか
アベーと思へるゝ且つ其き神道の發そは佛説の
移る必ぞ人の天性ト於て志りく導くものなくんぞ
あうぞ故小先づ其天性を説きて其發するゆゑ既ん伐
解を文中論辨多きものは之が爲めなり
凡そ人心の文野タカツヨミハ貨財を得の難易と相俟て離ざ
るものならん貨財小富みて人心野タカツヨミヒ地タカツヨミノく人心
文にして貨財ト乏シの國ト其割合常小平均を保て
事蓋ト文運は總その有様ト涉りて異例トかト一

抑も人間の初代小當てや器械を用ふるの智未だ發そ
べううぞ製作の技未だ熟すべからず所謂天造の果實
葉根を集めて其食物と爲ト草葉樹皮茂綴トて其衣服
と造る外手段なうかベ夫ト智ハ物小接トて益ト廣
く情ト事ト試トて愈よ高ト人間初代の時ト當て多く
接する能はす多く試ト能はぞ其心豈に能く長トべけ
んや然トと雖も生と保ち死ト避くるハ智の廣狹を云
はぞ情の高卑と論ト總ての動物小通トて違はず
の天性ト故に人間の初代ト於くハ唯だ衣食と得ん
とせ念其全腦に満ちて毫も其心ト他事小勧かトや矣
祖先の事と記すふ小暇ふく間接の災害を恐るト智ト

一茫然天地の間小立と禽獸異ならず衣食是れ急ふ
り豈小死後の事を憂ふゝれば暇あらんや故小靈魂不死
の説未だ發せキふなし猶ほ夫の獨化の諸神茫然とて死せるが如

實驗少しく進み交際少しく密小成り目擊セ一處の諸
物に名稱を與へイザナギイザナミの二尊の時より物
ぞ器械を製そるべ技を知り如きもの弓矢を執て山
野に獵り竹竿と投げて江湖に釣るの智ありに及て衣
服を得る術復た從前の煩似ぞ食物と求る處亦從
前の如く狹少ふらす秋げ人心の及ふ處亦其區域を廣
め人の疾病を見て始く其異常の有様小恐るの色あり

室イザナミの尊病ありイザナギの尊私に之請ふて曰必を病
の有様と窺ふ其苦痛
と見給ふ蓋其輾轉の有様と見く雷の内く思ひ
と見る古事記且其病死して後身体の活動を有様と注
意又其甦生して從前小異ならざる事を見て心に解
せざるよう頗る思を廻して必定人の靈魂へ身體と同
一のものかあらず全く別存するのを身體の死
そはへ靈魂の去つたを其甦すハ靈魂の返るべし
靈魂不死の説伐發をう是と於とか即魂の語ありイザナ
ギイザナミ二尊の時より既小靈魂不死の説と得て一死後
其胸中も満て其終は歸る處と考へ詰め又更

に黄泉の語あり。曰イザナギの尊ハ黄泉ノ行けり或後靈塊へ月に移ると想像せしもの。然きども未だ天猶豫ふる。然きども未だ神祇と尊び怪力を敬そばの想像起らざるなり。

耕作養蠶の道伐知り。天照太神と稱する。時五穀始く生。そ瑞穂神武天皇東征の時、人民穴居巢棲と記せり。種々の貨物と使用する事を解し。朋友兄弟林中小相會して時、小或く遊戯の催す。又小及て給ふ時種くの尊戶等閉籠り五百箇の御統と八咫の鏡と青和幣白和幣を懸け茅纏りの稍を持。民草の如き人心の外物小接する。多く其感触と受くる。亦た少うらずれど其想像ハ唯小靈塊の事。

黄泉の事に止まらず。而て夫の死伐避く。由天性より不慮の厄難と避けんより心起り。是時の人間未だ道理と窮ひの知なく。且つ経験ふらむ。何事も皆な不慮をうばはふ。總て外物の變化小注目して其意外から驚き。皆な是れ怪力の致を處と定り悚然として恐ゝの心ふくんばあらぞ。而て人間交際小於ても敬す。さゞ人其怒と解くを以て此怪力を亦た敬そる。事起秋り。照太神の時始て祭衣を織。然きども未だ祖先と尊ふの様。又た齋殿の語ある。然きども未だ祖先と尊ふの様。子あり。伐見ざるなり。

斯く怪力と敬するの心起りて。より貨財の進ひ小從ひ

人心漸く過去の履歴と其祖先を尋ねるの方向へ進り
りして古を尋ねるに偏る舊き言傳小據らずふべう
らず夫の感へ少く草昧の人心伐れて面白く恐ろ
いところ偉なりとか感ぢられたる事へ必ず奇怪なうば
アベテララダ之を言傳多かふ或ハ十分以上言語をなく
或は忘れ或々重大な話へ或は臆想と交へて話一口上
り口小傳へて益々轉訛へて言傳をまぐ愈よ奇異の
姿と為せり而して之を聞く人々は意外の事多く遭
遇せる者共々せざりと怪む心もくして終る祖先
は人間ニ非ド必ず神聖の通力たりを知ならんとの思
と起したる且つ此の人々小數多は事件を記憶すべし

材能なきよつて重小其時代ニ威力あり宗家の事
のみを言傳へたまざる夫の神聖比思を做さゝ人の子
孫々自ら貴種なりとの想像を起す小至きり斯く祖先
を神聖と思ひ其宗家を尊敬をゆく氣を歲月を経る小
從ひ各處々移住するに従ひ愈々増進せざるべからず
神孫天孫等の語次第ノ威
智
未だ進まざる人ノ日月ハ神とて敬せらるゝキの
事
故小祖先を尊ぶの心より之と日月と混そる小至
き天地創造の功とも祖先々歸り是小於く祖先の
語漸く尊る然きども未だ其靈魂の人間ニ利益ある事
を説うざるなり

神武天皇日向の國より大和の國を攻め上り諸國の首

長はうな打平け給ふ頃よりてハ皇軍を渡そべり代船舶あり遠征を支ふべきの糧食にて貨財の有様亦た舊時の比小あらざ社を想像の及ぶ處亦た極めて増加きり皇師の利あらざり時々天皇の曰く吾ハ日神の裔れり今ま日小向ひて戰ふ故に利ふし日小背きて戰はば利あらんと又た曰く我皇祖の靈や天より降鑑朕が躬を光らす助け給ふと而して皇祖の用ひ給ひ寶器も神驗あふを以と尊ま社て神庫の内小納めらるされど此時既小祖先の靈魂人間の功績ありとの想像ありしならん且つ靈魂不死の考へより推して祖先の靈魂天地の内小坐まると思ひと見えたり然まび

も其靈魂を以て神祇と稱せ一事あふを見ざるなりカミと云へる語は太古の時小於ては神祇と云ふ程尊き意味ある小ちらぞイザナギの尊を桃果と岩石の功あるを見てカミと稱し給へリソサノヲの尊出雲の國小往き給ふとき翁媼一少女を抱て泣くを見て尊曰く汝を何者そ翁曰く吾ハクニツカミナリと神武天皇の舟師速吸の門小至るとき一漁人もまた艇よ乗にて来る天皇招て問ふて曰く汝を誰ぞ對て曰く臣は是社ハニツカミナリ名を問ふ對て曰く珍彦ひこと日本書記じほく記をされど尋常の人亦たカミと稱せり故小皇祖の靈を尊ぶ事あ社どもカミと尊ぶの事

ふ／＼カミと尋常の人と雖も自ら稱へたる辭を乞
カミの辭尊くあり／＼神武天皇以後崇神天皇以前
の事ならん其間たのづらうカミと云へ、辭伐自ら
稱へる習俗小なり、事と思はる。

神武天皇は始めて政府を日本に立て給ひ／＼貨財
を得るの術を大小進歩せ姿を為す、天皇東征の頃は
は土民小猶ほ穴居巢棲のを甚あまく、と代への天皇
皆を耕作養蠶の道を好み給ひて頻り小之と土民は傳
へ給ひ／＼かば國中一般農民とふれり鎌執りて豊葦原
の葦を刈り鋤刺／＼瑞穂の國稻穂を摘み／＼、ば貨財
を得る小左までの煩勞を要す事あく人民漸く衣食

韓支那の人民我國小來まで交易を營み有無伐通せり
國史小入貢と稱されども其實々交易あり近年まで琉
球政府より支那より行きて交易せしと同一して其一部分を
政府上納し其餘を以て交易にて利益を得るを以て

當時彼の國よりは既小器物衣服と製造をさへ器械と
用ふる事杯と發明／＼それが此交易は大小日本は利益
あるを以て又た我國を既小食物に不足するを
うは彼國の職人商人終として學士までも渡り来て其
技と賣り其道を廣めたり其後一千年代小及びて我兵
威盛ふ／＼て三韓我國は屬せし、うば貨財の有様も愈く
威榮も趣を失

斯く貨財の進む小從ひ人心亦大小猶豫伐得て益々其想像を逞ふ是時ふ當て人心既に靈魄み死せざる事伐定めカミの人間にあらざる事を信一カミみ天地小照臨マ一ナモ事を想像セ一かゞ夫の保生避死は天性ナリ志て神ニ頼みて災害を除うんとの心起り事を見るナリ七百年代崇神天皇の時ふ海内疫病流行テ人民の大半死亡スル天皇大コノ之を患ひ給ひ神祇の咎と受けたるナラんと思ひ給ひ淺茅原小幸ハ十萬神を會シテ之とト問給ひに大物主神侍姫ヨ神ヲ、ア給ひて曰く我を祭敬すモ疫必モ平治せんと因て之伐祭り給ふ初々小モ驗明スルモ再三祭り

給ヒテ終疫病退タリ是ナリ八十萬の群神と祭り且フ天社國社及神地神戸を定め給ヘリカミの威力と現一尊嚴を増一神祇と同一意味とナリモ實小此時小モアリふらん是ナリ皇居と神宮と城今ち齋宮と申一て天皇若々親王の御女を太神ニ齋き候けせ給ふの例始モナリ此事二千年代宇多天皇御女マ引継ケミ八百年代の末皇子日本武尊東國を征伐一海上難風ニ遭ひ給ヒ一時難風の起るゝ海神の災ナリと云想像起りて橘姫之小死矣其後此尊數多の惡神を征一給ヘリ日本武の尊膽吹山使者ナリと斯く神の威權次第ふ増加一九百年代の頃に至りてモ神意小悖るとき嚴罰ある事伐想像一て仲

哀天皇の死と神命不博るの冥罰、歸きテ神功皇后の三韓を征、我國小臣從セ、給ひ。亦た神慮、從ひ給ひ。ふり此時今まで神命多くは夢々於く告げ、千年代應神天皇の御宇及んて湯起請と申、熱湯の内小手を入き渥と探り其手の爛ると爛きざると伐以て其罪の有無と決を是此則ち神靈の裁判を仰ぐものなし是、於てう神道の勢ひ最盛の點、小達セり。

さて人心進歩の有様を考ふる、最初には全く想像を為す事なく更小禽獸、異ふらばアーラ死を嫌ふの天性、よもよて靈魂の死せざる事と靈魂の歸する處と

を想像、一次ふ死を避んとの天性、もつて自然の怪力と敵をほの心起り、次きふ言傳み粗々、て祖先を神聖と想像するの心起り、次きふ靈魂不死の考へようして祖先は靈魂天地、照臨す、と想像、一次ぎふ祖先の靈魂神とありて之伐祭まぢ諸の災害と治し給ふの威力あると、思ひ是より神威愈々盛小一て人間萬般の所業を指揮賞罰せらるるに至きり蓋、未開の世、小當て人の心ふく道理を窮むるの猶豫なけき風浪の忽ち動き雲霧の俄々起るも皆々怪力み仕業ふ歸一て相ひ戒めたり貨財を得るの術進み外物接そら愈々多きに及びて初め怪力の仕業ふりし事も尋

常の事と乍ら怪力め仕業大に減少すべきも人の
幽瞑ふ心を注く事亦た次第に進むべけりが怪力亦た
性質と變へて神とあり神の領する處次第小高尚幽瞑
の地位ふ登まう故、其尊嚴亦た隨て増加、一信仰の心
愈く深く、一神道は基礎と乍らふ々然まどり未だ
黄泉^{ら矣}、於て神の威力ある事と現世の所業の善惡ふ因
て死後靈魂の歸去は所小差別ある事と想像も小至
黄泉と云へる語ハ佛法にて所謂天堂地獄を兼称するの語ナシ故ニ其想像未だ
十分小成熟きとも思はず
斯る勢にて開闢より歲移り世代りて人心次第小進歩
セ一され、伊豆政府を自ラ神教政府の性質を得たり神

教政府とへ神の子孫萬民と治め給ふの政府あり神教
政府の性質を得させんとて帝室にて務め給ひ、一ふも
非ぞ學士の之役助々^{トモ}あらば全く眞正の歴史傳
うざると人心の自ら之を導き、一と小因糾^ク故小神道
の教愈々進む、小從ひ人民の天皇伐尊敬する氣を益
益盛ふり、うど帝王と雖も綺羅錦綉の美を見ず玉樓
瑤殿の榮と知り給えどア一世なり、うば自ら尊大
きうふ事もなく誠小質素にて善く人民ふ近接一給
へり故、當時智者あらふあらうが學士^{トモ}にあらうが武
士も東^{トモ}は東國を征、一西^{トモ}は海を越ゑ、三韓と打從
へ任那小鎮守府を立て肅慎まで從ひ靡^{トモ}此等哉遠

征ふも天子親ら軍陣に臨み若くは皇子皇后の代りて三軍を指揮し給へり是ま帝家の代く聖賢の御座にて國事不勤勞し給へるふあらば時運未だ草昧を去る事遠うう矣して貨財を得るの道進すばまづ風俗未だ游惰の弊を釀ざるなりゆき其時代の最も著明なる人々代數ふる人民より野見の宿禰當麻は蹶速の如きあり官吏より武内の宿禰の如きあり皇子より日本武の尊皇后よりは神功皇后の如きあり以て其時代は人情風俗を想察し得べきなり國威の海外ふ輝きより皆此氣風の致を處ふあらずや神道の教此の如く政治の有様此の如く風俗人情此の如くより一千二百年代

で打繼タリ

然る小千三百年代欽明天皇の御宇に當りて意外の事件を外國より注入さり是き則ち三韓の一國なる百濟より佛像及び經論と獻セし事より此時に當て神道の勢ひ既小盛ふりと雖も其信仰全く心に存して檢窮討論を累々之ある神道ある小あらざるなり然るゝ佛法小於て既に之ある神道の諸神其威力既に多くと雖も僅小能く災害を除き所業の吉凶茂指示するに過ぎざるあり然る小佛も於くは一心誦名すき無量無邊の福德と降そとある神道の諸神も現身せ罪惡伐正す代威カありと雖も身後の事全く關係をざるれど然る小佛

リ於てモ天堂地獄の因果應報を説キ又モ佛の冥助を得て呵責の苦伐免ラベーと説クニミサ此モ現身モ安樂と欲シ身後の幸福を願ふの人心ムニ最も望む處の教法ナラバニゆゑモ佛法の渡来アリ始ニこそ神道ヲ之小抵抗モル性質伐現ケ一饑饉疫病等の流行モラハ皆國神の怒を示ケ給フ徵候アリと稱シテ佛像を堀江ヨ投ケ寺塔を焼滅モ等の所為アリ一かド暫時の後佛法の勢改復シ此度モ打手變小饑饉疫病の流行モラハ全く佛像を投ケ寺塔を焼滅レキト崇ナリと唱出たり斯く千三百年代の中頃小神道佛法の爭起アリテ佛法黨打勝チ是トヨリ佛法の蔓延モル事極リテ速アリ

蓋一生を保ち死伐避くるは凡ての動物ヲ存モ天性アリ人間萬般の所業其種多シと雖も要モ小此性質一出でガムナ夫の貨財を積んと欲すムニ生と保つナリ想像を立ト相戒ムロキ死伐避くるアリ喜怒哀樂の發する亦た之を得ると之と失ふト小因ナリ然と雖も生や保つベララ死や避くベカラダ故ニ死後猶ほ靈魂死せモと稱シテ以テ其心を慰モ佛出法巧小此性ノ投ケ教を立つるキナム其言小曰く貨財伐現世小積んと欲シ安樂と後生に得んと欲キギ一心念佛すべ一佛其願を達セ一ムと又た他人の生と損モベシ所業モ人其惡行アリ事伐知る故に佛法亦た曰一心稱名

さう即ち解脱を得」とされし人智の未だ遠大に達せずして直接の利小汲く左る時、當とへ容易よ貨財を得んと欲して貨財を僧尼小施し後生の安樂を願ひて心伐佛門小歸そるもの多一一千二百四十八年より同く八十一年より至るまで寺塔の建立をし其後四十ヶ所僧尼も歸をはもの千三百八十五人出來きり其後百濟大寺と稱する大なる寺と建てらるゝ時東より遠江より西より安藝まで人夫を募り材木を徵されしとなく難波の四天王寺と稱する有名の寺も此時小建らまゝり抑も此時神道の想像實よ佛法小及びざまゝう共之を自然よ任へたらんふや必矣修整をふ体を得たり

ならん然るふ其未だ成らざるふ當よ佛法の攻撃を受けたりトうば是より神道の想像更ふ進む事ふト聖德太子の十才憲法第二曰萬物三寶者佛、法、僧也則四生之事なり今ま其想像の變ぞ一二代記載さん小聖德太子道小達磨と逢ひ給ふ事ありと云へり元亨釋書又た聖德太子より漢土の僧惠思の再来たりと稱す聖德太子の御子山背王蘓我氏ふ滅され給ふ時五色の幡般うち空中に照光り種々の音樂聞ゆとあり又左山背王より權者の化身ふりと云へり舒明天皇の九年大星東より西水流る音あり時人曰く流星の音也僧旻曰く此を天狗ふり彗星見る曰く饑饉の兆を夫の天堂地獄の苦樂

及び觀音菩薩如來大王明王藥師尊天地藏羅漢權者童子等は神聖なる事を想像するも皆ふ此時より始まつたなり

然りと雖も日本政府の性質を實に神教政治にて天皇の尊きゆゑんと神の子孫ふ御坐まづばかり政令の善く行くるゝゆゑんと宗教の權政府小あらずたゞぐる故ふ神道の勢進むふ従ひ國家愈々静謐なま然るゝ今や天皇自ら佛を拜し皇子自ら經論を講し大臣自ら僧尼ふ施惠十政府自ら寺院伐造らば夫の神教政府存する所宗門上の權威を全く僧尼ふ歸し天皇より其尊威を減す政府は其權力伐殺がき人心を得る事蓋

一従前の如く容易ならぬなり
斯く天皇の尊威減ざり大臣の專横の弊起まつて佛法の信者蘿我氏の政府ふ立ち一たゞ暗殺をうき給ひ一天皇あり崇峻大臣の意と憚りて儲位を定め給はざる天皇あり古推其外う擁立一奉アリ天皇もあらずたゞ又天掩殺をうき皇子あり及穴穂部の皇子宅部の皇子官吏の死するもの亦を多一然り而一て大臣蘿我氏の病小卧き一時其治せん事を祈りて出家をるもの男女一千人あり人心の向ふ所變ざ一事明かべ一佛法の貨財今布の有様と變換セ一事は著明かる實例伐得うなと雖も巨大なる寺院も出來徒食の僧尼數多出来

トうは國內の入費極りて増加さすと云はざるべからず千四百年代の始より三韓を征するに力ふうと一も政府の國內小費や々所大さき為め不くろん

千四百年代の始より天智天皇藤原の鎌足と計く蘇我氏を滅し政治の有様次第支那風となむこと此事之を次章小説くべし依て前文の意を茲ふ完結せん蓋し開闢より紀元千二百年代まで神道の想像次第ふ増加一千三百年代ふ至りて佛法三韓より渡りて神道頓ふ挫く是より神道の想像進すがと雖も全く滅ぞと云ふに非を朝廷亦た神祇を祭るみ例を怠り給へざりき故ふ今此章を結ぶの時ふ當りて人心の内より神道佛法の二者

あまて存そと知るべし

第二章

漢學の京都の衰へりより

霞きう春の日既朝々露を含む楊柳綠茂吐き風そ
うぐ秋の日は夕べより霜と帶ぶる楓葉錦を添ふ凡
そ物とて外物の為り小感染をうき其状態性質を
變ざざるをれやある人も亦た之小同一抑く衣服飲
食の其状態性質を變ざるを言ふも更ふり風俗政制
と雖も大小人心代變動せむるものあり人心ひと
り風俗政制を變ざるものがあらざるを先生の正直
中村の譯
人給ひ立志篇の中政治も惡く人民の心比逐射を
人民の心野を善き政治も惡く人民の心比逐射を
不善を政治惡くを人民の心惡くを此事然り然をど
も政治惡くを人民の心惡くを事其例亦を少
なうらば韓子の語を吳王劍客を好めを宮中餓死を百姓多
めを楚王細腰を好めを宮中餓死を百姓多
多く楚王細腰を好めを宮中餓死を百姓多

云ふ事あり此の如き事なりうるやい懷ふ上古の世
其政簡易小一て其俗勇壯を一をば絶え文弱遊
惰の人を見ぞ日本武の武神功皇后の功あるも怪
む小足を中古奈良の朝を紫文弱の氣次第小蔓延
平安を移りて後其勢最も甚一其時代を至りて
在原の業平深草の少將清少納言紫式部を如き人こ
出来りて其長處を世を顯けたり上古の時代と相距
る既小遠を雖も人情の相異なる亦た驚くべきふ
うごや如何にきどうを人情小至りを何速が露
となりて楊柳の姿を養ひ何速霜をありて錦の衣
を染めか其を本文小於く說かんと欲すは所を

漢學の我國小渡アリ事ヲ極メテ舊ニ三韓との交通始
モリ一項ナリ往復の文書ヲ悉く漢字を以テ記載チシ
ガ如ク然社ども人心上小效驗を起セリ事少キ淺以テ
前章小於て之を説ウギリ一通り儲て漢學の渡リシよ
り種々の事件我國小起リシト之を概モハ小第一文
學の出来ニ事第二政府の体裁變りニ事此二つ以外
出でト先づ文學の事ヲ付て論ゼん漢學の未だ渡ラバ
モ一一代ニは日本小文字全く無アヨリヤ古事記の序
小も舊辭の語アモ不舊史舊書等の事を見セ日本書記
の内數々一書と記ルチアリ蓋ニ千三百年代推古天
皇の時ニ勅リテ撰マシモノを言ふならん然ラニ小

チ是キ亦舊辭ナリ記載を一チナリ然キ古時代ハ未
だ文字の發明ナク言語を以テ相傳ヘキムのナラン
漢學の渡リシ後直ニ其音と採アテ其言傳を記セ古事
記萬葉集等類是ナキ之残萬葉假名と言フ其後千五百
年代の始め吉備の真備片假名を作リ同一百年代の中
頃小至ク僧空海平假名作リシト云フ此文字の出來
一チナリ日本小文學起アテ書物も編マシ學士を出セラ
事ナラ

第二政府の体裁變アリ事ヲ風俗人情小於ニ大ナリ變
異代發セーモのふまづ茲ニ詳ニ之を説クベシ抑ニ神
武天皇ナリ以來打續て來リ政事の建方チ誠小質素

なるものより武官文官の差別もかく天皇其上より君臨
して自ら萬機を統べ給へり近く之壁ふるふ其時今之
政府と云へるのは大なる庄屋の如きものにて官吏の
數も至く少く年貢は収納も極めて輕ろかりてからん
舊史小記をば處に據るふ天皇より度々田租を免へ給
ひ一事ある政府の御入費多からんより如何で度々租
稅を免へる事哉得ん又た度々都と遷され一事ある是
きよな輦轂の下に官民多く住み集まつたうんふ々斯
く度々遷都を仰出さるゝ事々出来ず、き苦なりされ
ど上古の時代よりは政府も至く質素にて都の内も人民
極めて少う也」と思はるゝを

支那と通ずるふ及ひて彼國の華美にて驕奢なる政
治の仕方を目撃一朝廷よりて自國の質素にて簡易
ふる小政府成恥かく思ふの心出てナリ蓋一人を其
心と其衣食の有様を抄取さんと思ひて自己より進め
る人代摸擬せんと其心あり是亦死を避け生を保つの
天性の次第に進歩一快く生を保たんと其心ふ出て一
きのふり夫の寡聞の博識、傲慢と欲、貪賊の富貴
を望むも均一く摸擬せんとの心ふ出ださむなり今
日開明の諸國と雖も其長技を當初一人の發明する所
少く餘々皆ふ之を摸擬するものなり此摸擬の能小
於く最も敏捷なると自ら誇まる日本人が三韓と交通

そろ頃まで音小聞き名を慕ひ一國ふ和親一其風俗を見るに至り一事ふれど此時こそと模擬一そぞめ終ふを全く自ら捨て、彼國の政治の有様を我國へ移さんとぞる勢なりき蘇我氏の猶ほ政權伐擅フセ一頃始めて遣隋使と稱して使者を彼國へ遣はされりと其後彼國唐の代となリ一うば代く、我朝廷を遣唐使と稱して使者を唐へ遣はされて其國の事情を實見し一め更ふ留学生遣てさて其文學を學バ一乞其政体を調べり給へり此等の人々全く彼の國の風俗に染みて歸朝一唐風の冠と戴き唐風の衣服を着一唐詩を吟一唐音と使ひ意氣揚々とて百事唐風と戀ひき

かく漢學の方より留学生等が其道を勉勵し威風我朝野小輝を一時當て佛法の方よりても亦た書生を唐へ送りて其法を修業せりめたり此僧侶も上達して歸朝一奇怪なる技術を現はれて説教一朝野の人を恐嚇せり斯く博士と僧侶と小煽動をうけ一摸倣ぞくべ殿上人等きいへで自ら今別あらんや何ものか連唐より渡りしからさへ彼の國へ折合惡一ま儒學と佛法とぶ仲善く一處小弘まつ一處に蔓延一たり朝廷小てを兩ふざう之を信ぜら社一かぢ漢學よハ勸學田三百清行の封事^ヨ罪人伴の家持^{越前國加賀郡、没官田一百餘町、山城國久世郡の公田卅餘町、河内國茨田澁川兩郡}

料の田五十町を以て勸學田と云ふを賜ひ、學生伐重く用ひらき佛法小々寺領を給せられ、社て僧侶を厚く賞さらうく其時の人民は賤き有様とば差し置きて早く其政府を立派小為さんと企て、さう人民の富と唐の如く小なりむる方法より目を附けで偏る朝廷伐唐風小飾り立てんと目論みたり是より夫の庄屋政府を廢して八省を置き天皇自ら萬機を聞らセ給はで大臣之當多數多の官員拜任して多分の給料を賜り唐風の衣服と官服と定め官階と定免服色を定め、營す此四方皇居と盛よ十二門と建てる東よ陽明待賢郁芳門南よハ美福朱雀皇嘉門西よハ談天藻壁殷富門北よ安嘉偉鑒達智門御殿紫宸殿等百事唐制を模擬し給へり千四百年

代の始より千六百年代の終桓武天皇の時まで政府の目的を全く此一點小存そほる如し是より政治の扱方非常手重くなりて復た古の如く廉やまとる政府よりあらびり其後小至りて其制愈々全備せば政府益々盛大小々社也

唐風を模擬して斯く盛大ふる政府を立とせしもとて當時果して如何なる事務もある三韓を既小我有あるらぞ外國より來るを歎く稀あり蝦夷夷時々穩ふらび事あれども其辻も左までの事行らば四方の波風静きて四海の内泰平を歌へりかかる世の中ふ々八省を置き給ふとも十三階を定め給ふとも

徒ふ政府を盛大に見せ入費と嵩オ一免するのみ小て
用ひふく益もなし學者もあ社ども人民小釣合はぞ好
清行の封事ふ大學の書生用ひらきざるを以て白頭ノ
者も古郷小歸りて々學者と稱して營生し難きの官吏
を多く其時今の人民小不釣合のそびを社がたり官吏
を多く走ども其當るべき事務少しう唐風を摸倣し
當時の日本人小不釣合をふ政府を掠しゆ急に數多
の殿上人や無聊々苦しみ何がな遣悶の慰みもじて
漸く遊惰の風俗に移らんとの勢を顯す

斯く遊惰の氣次第小増進する小從ひ人倫の正から
ざる古來比風俗を大の禍害を世に散布を抑く日
本の古代よりあらず人倫正否の考り未だ人心小發き

ざるゝや品行の一事が至りてハ聖賢の聞えある人
入よし闕遺不至りはあらざ然きども武勇の氣盛な
一うが其禍害を未だ世小現社ざるゝより儒學の渡り
一後と雖ども其訓戒更小人心は感覺あり一俄見ぞ佛
法の渡り一後頻りに無常と說き火宅と教えて夫の古
代小盛を以て武勇の氣を消耗し一うば人心漸く柔弱
となきり此柔弱の人々殷富と増し盛大ふる朝廷の上
小趨走をは小至りても人倫の不正なる事を依然と
て改る處をかり一うば大小遊惰の氣を助け弊風を後
世々遺そ小至れり千五百年代奈良の朝廷を最も此責
を免う社ざるを此事山於くは肉食妻帶を戒とせる

僧侶と雖も實不是禍害を導き先達より是より朝廷遊惰の弊始より

斯は弊風の朝廷より時より當て人心の有様を如何ふりしやく和歌の進み一事を以て知る所一抑く和歌は神代より傳へ來リものなり社ども中古奈良の朝千四百年代の中頃よりキル至りて數多め名人出で萬葉集等撰り其より盛んとなりといふ按する小和歌また佛說小染みてより其情巧み小なりしきみふらん夫の戀れ情と陳がはり其前の歌より多く見えり社古代理氣風なきけれどもいづれ浮世、陽炎の身消うる露の命など云へる詞の如く無常を觀

する思遣を佛說より導きしむれども其後の事は定家等も佛說を學び其味と歌ふ適合さ一人其後唐詩の風調小染みて其體をうへりよき古人も記せりさきく和歌の体を熟視すが此三者より成ざる事と知るべ一而して此三者合ひて如何なる性質を和歌に與へたるや尋ねる所蓋し見るもの聞くを付て悄然と憐の情を覺え詠めし事より四季折々の物に付け事小付て色くと憐の情と起そ事あり之を物の憐と觀ぞと云ふかゝる情を勧うべて衣食小富み勉め矣一人心小暇多く柔弱にて静小知見ふくして癡情小富る人に非ざるより之を十分ノ盛んとなりむるを得べ

うち此歌奈良の朝より漸く盛ん小なりとあれど其時代より殿上人の柔弱の勢ひ起りて事を知るべし蓋し和歌ら人心より發さるを以て其之成見と其人心と知るを得べきものふれとも又之を讀む人をも文弱の導くの性質ありボックル氏英國文明史の序第五章小にて人心を化するの力トと喋々論をこれども余り之を信ずる故小和歌亦人心と化する計かあらずと言ふ目見えぬ鬼神を泣かし男女の中と和らげ猛き武夫の心代慰むと古今集の序に記す事實不然り況してや既小遊惰とならんと云路小進る文弱男児の之を見るをや夫の唐制を模擬せんと勉めたり奈良の朝よりきて

人心の有様既小此の如くを代が既に十分小模擬へ了りたる平安の朝に至りて其勢更小甚うと云ふと言はて知るべき事からん況してや平安の都より幽雅の山河以と多く霞を分けて花少むせび錦を践みて紅葉小狩り公けの暇をて心代慰り給ふべき勝景風情に乏しからぬをやされど平安の都小移り給ひてより遊惰の氣益く甚しく文學より文字より其他技藝より漸く艶麗となりて柔弱の性を含みて律令格式弘仁序曰く國家制法の始を上宮太子十七憲法より天智天皇元年令二十二卷を制そ世人の所謂近江朝廷の令也文德の時藤原不比等律令を撰ひ各十卷と為そとある然も老年中不比等更小律令を撰ひ各十卷と為そとある然も之を令義解とす其令の義を和解さるものならん然も之を兵農分られし後も令を改まる處ならずよりや

撰ヨリ社歴史文章も編スルれをきど此等ヲ却て政府を盛
大小ノ人民と政府と伐愈く懸隔セレタる媒とふ遠
り而テ朝廷遊惰の勢ヲ益く進メタ

藤原氏ガ權ヲ廃廟堂ヲ擅メテ其門戸ヲ廣シ小至リて六千
百年代ノ門閥の勢益ク盛んハナリ莊園の領主も多く
出來リうば文弱の風習ヲ一層の勢ヲ得キテ蓋シ文運
の進む小從ヒ夫の生ヲ保ツ天性次第ニ生長シ生ヲ
樂むの心ト々更シ小進シで快く生計ヲ立てんとの心
起スなり人ハ智識ヲ伐琢シ貨財ヲ積マんと欲モは亦タ
此企望ヲ出セらモめふらん然タる小今朝廷の入テ其心
身ヲ唯ニ快く樂むの一点小用ハらきシ秀才佳人多

く出て朝廷ヲ重く用ひラき鬪詩奉和など朝廷ヲ
と催スる清行文時直幹融等の如き人御暇の御慰ムハ
和琴神代ヨ琴箏千五百三十年清和天笛笙鞠香平年中
百濟ヨ碁双六へんくたげなんとあ繁宴ハ曲水ハ宴
賀フは紅葉の賀樂ハ青海波柳花苑諷ヒ物ハ今様
催馬樂なんぞあと皆朝廷の秀才佳人が自ら歌舞彈蹴
一給ヒと其技能ヲ誇り給ヒ一處ヲ中シ和歌ヲ最
も盛ハ行ハ社ト百合給合根合艶詞合其前書ノ内上人の歌讀ムと聞
歌讀ムに宮づラ一の人の許ハ懸想ノをハんド色ト趣向
絶變ヘて其優劣ヲ試ラる時ニ五節の舞姬アミの時ニ
始ミ又た采女の制アミノシテ此事仁德帝ハ十九重の樂悠ハ

トテ玉簾の内床レくぞ見えふける是より於て夫の奈良の朝より次第に鬱積シテか文弱の空氣の中に人と成り給ひ日の目もそ當り給はで深殿の内小養られ出づるにち牛車小乗り入リテ御方々に侍き給ふ優少やさしきアマサ男、みやび男、優さ男、色このみ代男等平安城裏小充ち滿ちて月残賞一花をふがめつゝ物の憐を觀一戀小寄て和歌をぞ詠出く給ひければ是より凡て實際小關をほ事務を貴人の賤む所とありて政府の大任をうち兵食は權を皆下官伐リて之と板はしり給へりかく風俗の盛り系時小於きて貨財の有様舊時より盛りうち言ふすでもなけまども之作る人を其利と

得ぞ一て門闥の官吏悉く之を得たりされど此等の人々を貨財を得んとして心殘磨く事もなく政治上の事に付て心を勞する事もふ一故よ其智や極めて小に其念や極めて偏ぶり貨財に足りて死を恐るの心盛り人ふ智識少かモ一うば物ふ恐駭する事極て甚一此細の病氣ふも物の化生靈々んとれ災う抑天魔の仕業うべく恐き給ひて僧侶神官を召して加持祈禱惡魔退治などせしめ給へり又た呪咀の事あり變生男兒の法ありて行はる此時神道佛法漸く相和して本地垂跡の説も弘まきを教ぐ此等の事ふも神道佛法共ノ關をり其後内訌を鎮り外患戎防を給ふも神佛の威力を賴

み給へり又た怨を含んで死せ者を神ふ崇め尊ひも
此時代より始まればり此時代に至りて租税極りて強
曰稻二束二把稻一束半町年小ハ上田一町租稻十五束と令義解小曰く段餘租
とあり五分の一段稻稅十束二束と弘仁格則ち千四百七年の詔
小承平天慶の頃始まで千六百三年代の末より保元平治則
何書より引けるや詳うふら甚と云ふ佐藤信淵の農政本論
有様を見きば其稅の重うふら甚とも當時奢侈の
都の内を斯る有様ありかど都の外を全く其有様を

異せり諸國の豐饒なる庄園と富むる者之を領へて
租税を出そ事なし昔を功の神皇正統記小曰く功田と云
絶の功を立て田と頒ち給ひ三世を其數皆定れり大上中下の事々
るもあらず天下を治ると云ふ事ハ國郡を専ら事のふかにせざる
て其事とふく不輸の地を立ふ事ハ國郡を専ら事のふかにせざる

勘へてその國來くふ立て其國外宮田皆國職も諸院諸宮の事掌と指大
道を嗜み心膽と剛ふ一身体を強壯する事のみと勉
め政治上の事件あらば第一の勳功を致へて名を揚
け家と起さんと心懸たり京都より西ふ當きる
國より舟都合も善く陸行も便を教自ら京都の風
俗に染み勇壯の氣を少ふる莫が關東の諸國を京都
よりも程遠く往復の便利を惡しう莫へり柔弱の弊

風小染みざまーのみから矣度く戦争ありし故に武勇の氣古より盛なりを死すとも子を屍を越えて進み主斃るゝも臣々顧みぞーて向ふと云へる猛者等が坂東の國にて臂を振り拳銃固りてぞ居たりける

これぞ門閥の勢平安城裏小盛りて血脉代以て貴賤を論じ歌道と以て人材と判ち文弱なる大宮人等が廟堂の特權を握るゝ小及て民間は於て々次第に黨派を立たるに至り蓋し名と利と絆好むゝ賢不肖の差別ふく人性固有のを承るゝ是き亦た生を保ち死と而して其名と利と絆兼称をふものには其時代小あらずや政事上の事よりも大なるふうとれり夫の命も惜らず重

賞を競ひ矢石と冒して功名を思ふ武夫が門閥の風俗と以て其進路を遮らば柔弱男兒の為め其政権を押えらきべくうば賢不肖の差別なくをのづら名利の存そよ場所ゝ蟻附して次第に强大なる黨派を集成きる

第一佛法のみは當時全く門閥の弊習を免るゝ且つ朝廷ノても血統人柄を問はで重ぜらき一かぢ數多の人傑々佛法小心を寄て其器量浅顯はーより剛勇の武夫罪と犯さーも其姦惡の少年身を容るゝに地ふきをばも寺院小投一佛門小歸をば其刑罰を免う狀をりされち佛法へ始より黨派の性質と存るなり然る小門閥の

福寺等にて各寺相嫉みて攻撃せ一事もあり又た武夫黨と鬭争せ一事もあり

第二武夫黨の如きを佛法黨の如く自由ならざりうども當時の氣風に適さずや處として之ふきくな是亦門閥の弊習の致を處す夫社天下の政權を仕すべきとの豈小特に藤原氏の人々限らんや然るに諸國の膽力ある武夫も唯其動作の野をもが爲め小夷スビキと賤まき之小將シロベキ大将そら實際代事に關するが爲め賤シロベキれて廟堂の上小歎シロベキ小至シロベキ抑シロベキかゝる所置を爲そものは誰ぞやと問へる則ち露と消ぬべき文弱の人くぶりシロベキ社シロベキ千六百年代の末千七百年代の始

り小及びて武夫黨の内小羨みて奪んと欲をはね計ありアリ平將門千七年代の中頃私小兵戦弄して相戦ふれ也アリ藤純友アリ平維衡アリ同百年代の始アリ平致アリ同百年代の末又た叛くアリ有アリ平忠千八百年代の始アリ奥アリ前九年の亂アリ安倍賴時アリ任アリの乱アリ同貞アリ其後久アリうらぎアリて後三年の亂アリ武衡アリ同百年代の中ころふ配所アリ赴かアリて叛くものアリ源義此アリ等アリ皆アリ武夫黨の亂アリて其都途朝廷の危き事實に浮雲の風漂アリるが如くありアリが將校の特權を得アリ宗家に武夫アリ心伐得たりアリものアリうご僅アリ小能く之を鎮定アリ事をアリ夫の武夫アリ之ふ從屬アリ所以のアリべき朝廷ふて諸國の武夫アリ對遇アリ事全く無り

しゆゑに將家ゝ據らざれど實ふ顯達の道なげしが、故朝廷ふ叛き一黨派の鎮定すふ不從ひ將家の黨派愈く强大と成りたり此黨居る者も全く將家に申立茂以て恩賞をも蒙り武名を傳ふる事をも其年所と經るふ従ひかのづうら君と臣とせ如き姿となり自ら將家の家人と稱し普代恩顧の良黨と唱へて相誇り遠き國くれば武夫までも皆乎其家人良黨たらん事と願へり千八百年代の中頃より數多の小武夫の黨も全く將家の黨派を吸收せらる源平二氏を仰ぎて顯達を求め心を朝廷に寄せる者も六十餘州の内其跡を絶ちなし

此佛法武夫の二黨派を名こそ相異なり其性質も至て均一く皆な武邊の強黨なり此大黨派の次第に凝成する折より朝廷を依然として門閥の舊弊を固守し春秋夜の榮華を耽りて方ふ花下月前の御慰あまうる彼の勇敢なる武夫惡僧の集成を強黨は上の此文弱ふる大宮人の充滿せる門閥政府を立つ其政府豈に能く久を保たんや然る小其政府を強黨の爲りふ破滅すにて内部より潰えんとそほの姿となれり千九百年代の始より至りて人倫の正からざる事を發して皇統の争ひ都の内に起れり人倫の亂れ一世の中戦ふるが醜き事共多うアレ新井君美が父父たらば子子から

矣兄兄をらぞ弟弟たらば夫夫ナラズ婦婦こうぞ君君
きらず臣臣をうざと評さしも此時の戦あり之戦保元
の亂と稱す

此戦、於て源平の二黨大に勳功を立て文弱の如く其
冗官をふ事と現はりテタ社を朝廷の威權復た黨派
を制そべうらぎテ源平の二黨相軋轢して終々兵端
を開く之を平治の亂と稱す此戦、小於て源氏の一黨其
首領を失ひ各所々散布して復々統一する所ふく而
て平氏の黨全く政權を占めたり

平氏々武夫の心残得をも家柄少て其力残以て政權と
得をもテ其勢一時烈火猛如く生殺予奪は權も全
く之ゝ歸、六十餘州の内半と其所有とふる小至まつ
是々於て夫の文弱なるより男、優々男、みやび男、色々
みの男、など代朝廷を追ひ降り遠流、死刑に、同
族の子弟と以て其官職を繼がれ、終い法皇を幽閉
天皇を降り奉るの所業あるふ至まつ當時の人之を
評して平氏の人ふあらざるをみ人、あらざと云へり
斯く平氏が政權と其一門小專有をもふ及ひて其一族
を藤原氏以来の文弱り感染から社詩歌管絃の遊技小
心残寄せ暫時の間に其状態人情まで純然たる藤原氏
流の人物と成りふたり

此時、及で東北勇壯の武夫黨を再び源氏の旗下を統

一にて驕る平家を打滅し名と揚げ家と現さんと數千流の白旗をば筑波嵐に打靡り幾萬の甲冑は袖を越路の月小輝かれて都を差してぞ攻上する平安城裏れ人こそ眼々見えぬ鬼神とこそ憐と思ひそぞけき如何で剛勇無雙の猛者小敵をもて不得ん衣冠劍履東西小迷ひ粉面涅歎路傍よ倒達僅うふ一二年の間よ都の内を追拂ハ秋西海の波に漂ひ空しく水屑と消失をすり實ニ千八百四十五年の事なり蓋し唐制と摸倣し政府を盛大ト一事をより官吏を増し益ふま爾事務を廣げ給ひノカク遊惰の氣風次第ニ鬱積し官位の高き人はど國事小關與せぞして廟堂の上詩歌管絃の戯場とあ

るふ至れり嗚呼此の如き政府豈に能く久しうらんや此の如き帝都豈小能く政權の地ならんや其東國に移る蓋し一二の庸主凡相の罪より歸すべからざる也あらん



卷之一

此の書も幸運に得て、久々に現れた。本邦の歴史書として貴重なるものである。

東京
書林

貢捌

明治十一年二月廿六日版權免許

同十七年二月廿八日再刻御届

同十七年四月十五日出版

靜岡縣士族

田

口

卯

吉

東京牛込區牛込北
山伏町四十三番地

日本橋通二丁目 北畠 茂兵衛
同通二丁目 稲田 佐兵衛
芝三島町 山中 市兵衛
淺艸茅町三丁目 北澤 清吉
小石川大門町 青山 善七
日本橋通三丁目 丸屋 新兵衛

同通三丁目

小林 新兵衛

